

災害救助に関する実務検討会 都道府県と指定都市の役割分担に関する中間整理(概要)

【論点】

[指定都市]

[都道府県]

◎基本姿勢

- ・救助基準の適合性等の判断権限がないことが迅速な救助の実施を阻害
- ・事務委任は権限の所在が曖昧で、事前の計画・訓練等の対策に支障

- ・現行制度(事務委任)により対応が可能
- ・都道府県の広域調整機能及び資源配分機能を損なう

◎権限委譲と事務委任の相違

- ・事前の計画、訓練、協定締結等の対策に支障
- ・事務委任に関する事前の取決めで全てを調整することは困難
- ・特別基準の協議主体になり得ないため、迅速・柔軟な救助を阻害

- ・平成27年閣議決定により、現行制度(事務委任)で対応可能であり、事前
に発災時の役割分担等について体制を構築しておくことが重要とされる
- ・事務委任の事前事後の調整を十分に行えばよく、法改正の必要なし

◎広域調整機能及び適正な資源配分機能

- ・事前の取決めで資源配分等を定めることで、広域調整に支障を生じない
- ・指定都市と道府県の間で情報共有・意見交換を行った上で、なお意見が
一致しない場合は、それぞれが独自の判断で実施

- ・同一道府県内で救助水準に差が生ずることで公平性を失する
- ・指定都市による資源の先取りにより、他地域の救助に遅れが生じる懸念
- ・被災地全体での適切な資源配分、広域避難の調整等が重要

◎応援要請・求償手続きの在り方について

- ・道府県と指定都市がそれぞれ行うが、一本化等の簡素化も検討

- ・県域を越える応援の調整、求償手続等につき、事務が煩雑になる

◎特別基準の地域内不均衡への考え方

- ・事前の調整、協議時の情報共有・意見交換を行うが、なお意見が一致し
ない場合、道府県と指定都市のそれぞれが独自の判断で実施
- ・地域性や被災状況に応じて、同一府県でも救助水準に差が生じ得る

- ・救助水準の地域内不均衡、指定都市による資源の先取りの懸念
- ・特別基準の協議を指定都市が行えることとすれば現行制度の運用で対
応可

※その他の論点事項:災害救助法の適用基準、従事命令等、費用負担及び災害救助基金、権限移譲の対象を指定都市に限る理由 等

【国からの合意方式の提案と双方の意見】

指定都市への権限移譲の案として、一律に権限を移譲するのではなく、「権限移譲を希望する指定都市の長が、事前に調整すべき事項について包括する都道府県知事と事前に協議を行い、双方が合意できた場合にのみ救助の実施に係る権限を移譲する」という、「合意方式」(仮称)について国から提案
[現時点での指定都市及び道府県の意見]

指定都市:従来から全ての指定都市への一律の権限移譲を求めており、一部の市に移譲することとなり得る合意方式は受け入れられない

道府県:一部であっても権限移譲そのものに反対であるので、合意方式についても賛成できない

災害救助法制の見直しについて

近年、基礎自治体の対応能力を超える大規模災害が頻発しており、発災時における広域調整の重要性が再認識されてきています。平成 28 年熊本地震においても、指定都市である熊本市を始め多くの自治体が被災し、被災市町村は、熊本県を通じて県内市町村や他県からの応援を受けたところ
です。

都道府県は広域自治体でありその役割として、災害救助法及び災害対策基本法に基づき、発災時に適切な役割分担を行い、相互の連携協力を確保すべく、指定都市はもとより市町村及び関係機関との連携の強化に日頃より取り組んでいるところです。

そうした中、内閣府は、平成 28 年 9 月 8 日の会議で、災害救助法制の見直し等に関する指定都市市長会の要請に基づき、指定都市の市長を災害救助法における救助の主体として位置付けること等の説明を行いました。

全国知事会では、この災害救助法制の見直しに関し、下記について留意し対応する必要があると考えます。

記

- 1 災害救助における都道府県知事の広域調整の必要性と役割に鑑み、発災時における一元的対応を損なうことのないようにすること。
- 2 災害救助法制の見直しについては、平成 27 年 1 月 30 日の閣議決定において「都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する救助の内容や場合について定めておくことが有効である」と決定されたものであり、現在の制度において対応が可能である。

それにも関わらず、制度の見直しを検討するのであれば、関係機関の参加のもと、慎重かつ丁寧な議論を行い、広域災害の様態に応じて災害救助法制を強化する目的で行うこと。併せて、救助範囲の見直しなど、全国知事会が従来から求めていることについても検討すること。

<上記意見の理由>

平成 26 年度に行われた、救助の主体権限を都道府県知事から指定都市の市長へ移譲するという災害対応法制の見直しの提案に対しては、地方分権改革推進本部等の様々な議論、検証を経て「都道府県から市町村に対して救助の事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助できるようあらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で委任する救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを地方公共団体に通知すること」と平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定し、災害救助法の改正は必要ないとされたところです。

地方においては、これまでこの方針に基づき、都道府県と市町村の間で事前調整を始めとした様々な取り組みを実施しています。指定都市市長会の示す課題は、現行の災害救助法に基づく委任規定を活用し、連携を強めることにより解決可能であり、また解決すべき課題です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして今回の熊本地震等を振り返っても、災害の様態に応じてその対応は様々です。指定都市が災害時に、その有している対応能力を遺憾なく発揮されることに何ら異存はありません。私たちは、災害救助法の適用が必要となる大規模災害においては、被災者の視点に立ち、国・自治体・民間事業者等がその持てる力を存分に発揮できるような制度を構築することが重要であると考えています。そのために都道府県と指定都市が連携を強化していくことは言うまでもありません。一方、今回の要望の内容は、救助の主体を分割することにより、広域自治体である都道府県の広域調整機能及び適正な資源配分機能の毀損、複数の団体から事業者等に従事命令や協力依頼が寄せられること等、解決されていない課題があります。

災害救助法制の見直しを実施する場合、迅速かつ的確な救助実施の観点から、慎重かつ丁寧な検討が必要です。

平成 28 年 10 月 14 日

全国知事会会長

山田 啓二

全国知事会危機管理・防災特別委員長

泉田 裕彦